

別添

国自情第224号
国自貨第142号
国自整第298号
平成30年2月5日

各地方運輸局

自動車技術安全部長 殿

自動車交通部長 殿

沖縄総合事務局 運輸部長 殿

自動車局

自動車情報課長

貨物課長

整備課長

経営事項審査に係る告示改正に伴う土砂等運搬大型自動車の
表示番号の指定等について

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号。以下「法」という。）に基づく届出及び表示番号の指定等については、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の施行に伴う届出、表示番号の指定、処分に係る事務の取扱いについて」（昭和43年1月19日付け自貨第9号、自管第7号、自車第47号。以下「取扱い通達」という。）により取り扱っているところであるが、平成29年12月26日付けで「建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」（平成20年国土交通省告示第85号）の一部が改正され、法第3条第2項に規定する表示番号の指定を受けた大型自動車（以下「営業用ダンプ車」という。）のうち、主として建設業の用途に使用するものについて、平成30年4月1日から経営事項審査の対象とされることとなったため、取扱い通達によるほか、下記のとおり取扱うこととする。

記

1. 法第3条第2項に規定する表示番号指定の申請

建設業者が、主として建設業の用途に使用しようとする大型自動車を経営事項審査の対象とする場合において、法第3条第2項に規定する表示番号指定の申請をする場合には、次のとおり取扱うものとする。

(1) 表示番号指定の申請

申請者は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則（昭和42年運輸省令第86号。以下「規則」という。）第5条第1項に規定する表示番号指定申請書の（甲）紙の経営する事業の種類欄には「自動車運送事業」及び「建設業」の箇所の両方に「○」を付するとともに、当該主として建設業の用途に使用しようとする大型自動車に係る（乙）紙の上部余白には「建設業用」と記載し、運輸支局等（自動車検査登録事務所及び神戸運輸監理部兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）の輸送担当へ提出するとともに、建設業許可証の写しを提示するものとする。

(2) 表示番号の指定

運輸支局等の輸送担当は、(1)による申請に基づく表示番号の指定に当たっては、指定する表示番号のうち、規則第6条第2号に規定する経営する事業の種類を表示する文字及び記号については、自動車運送事業の届出がなされたものとして「**営**」とする。

(3) 自動車検査証への記入

運輸支局等の登録担当は、(2)により表示番号を指定した営業用ダンプ車について、自動車検査証（以下「車検証」という。）において主として建設業の用途に使用するものであることを明らかにするため、事業用自動車等連絡書等を確認の上、表示番号のあとに「(建)」とMOTASに入力し、当該車検証の備考欄に記載するものとする。

2. 申請書の記載事項の変更届出

現に営業用ダンプ車を使用する者が、当該営業用ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用している大型自動車を経営事項審査の対象とする場合には、当該営業用ダンプ車について規則第5条第2項に規定する表示番号指定申請書の記載事項（経営する事業の種類）に変更があったものとして、次のとおり取扱うものとする。

(1) 申請事項変更の届出

届出者は、規則第5条第2項に規定する申請事項変更届出書の（甲）紙の経営する事業の種類欄に「自動車運送事業」及び「建設業」の箇所の両方に「○」を付するとともに、当該主として建設業の用途に使用している大型自動車に係る（乙）紙の上部余白には「建設業用」と記載し、運輸支局等の輸送担当へ提出するとともに、車検証（原本）及び建設業許可証の写しを提示するものとする。

(2) 表示番号の指定

(1) による届出に係る営業用ダンプ車については、すでに表示番号を指定していることから、運輸支局等の輸送担当は新たな表示番号の指定は行わないものとする。

(3) 車検証への記入

運輸支局等の輸送担当は、(1) による届出がなされた営業用ダンプ車について、車検証において主として建設業の用途に使用するものであることを明らかにするため、当該営業用ダンプ車の車検証備考欄に、表示番号のあとに「(建)」と手書きにより記入し、運輸支局等名小印を押印するものとする。

(4) MOTASへの入力

運輸支局等の輸送担当は、(3) により車検証備考欄に「(建)」と記入した当日分の車両のリストを作成し、運輸支局等の登録担当にMOTASへの入力を依頼するものとする。

3. 主として建設業の用途に使用する営業用ダンプ車を建設業の用途に使用しなくなった場合の手続き

上記1. による表示番号指定の申請又は2. による申請事項変更の届出によって、車検証に「(建)」と記載された営業用ダンプ車（以下「建設用営業用ダンプ車」という。）を使用する者が、当該使用する建設用営業用ダンプ車の全部又は一部について建設業の用途に使用しなくなった場合（建設業許可を失効させているかどうかを問わない。以下同じ。）には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 保有する建設用営業用ダンプ車の全部を建設業の用途に使用しなくなった場合

① 届出者は、規則第5条第2項に規定する申請事項変更届出書の(甲)紙の経営する事業の種類欄の「自動車運送事業」のみに「○」を付するとともに、当該建設業の用途に使用しなくなった建設用営業用ダンプ車に係る(乙)紙の上部余白に「建設業用廃止」と記載し、運輸支局等の輸送担当へ提出するとともに、車検証(原本)を提示する。

② 運輸支局等の輸送担当は、①により(乙)紙の上部余白に「建設業用廃止」と記載された届出がなされた場合、当該届出に係る営業用ダンプ車の車検証備考欄に記載されている「(建)」を手書きにより二重線にて消去し、運輸支局等名小印を押印するものとする。

(2) 保有する建設用営業用ダンプ車の一部を建設業の用途に使用しなくなった場合

① 届出者は、規則第5条第2項に規定する申請事項変更届出書の(乙)紙の上部余白に「建設業用廃止」と記載し、運輸支局等の輸送担当へ提出するとともに、車検証(原本)を提示する。

② 運輸支局等の輸送担当は、①により（乙）紙の上部余白に「建設業用廃止」と記載された届出がなされた場合、当該届出に係る営業用ダンプ車の車検証において、備考欄に記載されている「(建)」を手書きにより二重線にて消去し、運輸支局等名小印を押印するものとする。

(3) MOTASへの入力

運輸支局等の輸送担当は、(1)及び(2)により車検証備考欄に記載されていた「(建)」を消去した当日分の車両のリストを作成し、運輸支局等の登録担当にMOTASへの入力を依頼するものとする。

○国土交通省告示第千百九十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三の規定に基づき、建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

国土交通大臣臨時代理

国务大臣 齋藤 健

建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示

建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成二十年国土交通省告示第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。

一〜三 (略)

四 その他の審査項目(社会性等)

1〜6 (略)

7 審査基準日における建設機械の保有状況(自ら所有し、又はリース契約(審査基準日から一年七か月以上の使用期間が定められているものに限る。))により使用する建設機械抵当法施行令(昭和二十九年政令第二百九十四号)別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三百一十一号)第二条第二項に規定する大型自動車(以下この7において単に「大型自動車」という。))のうち、同法第三条第一項第二号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項又は同条第三項の規定による表示番号の指定を受けているもの、大型自動車のうち、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則(昭和四十二年運輸省令第八十六号)第五条第一項に規定する表示番号指定申請書(記載事項に変更があった場合においては、同条第二項に規定する申請事項変更届出書)に主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、かつ、同法第三条第二項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第十二条第一項第四号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンの合計台数(以下「建設機械の所有及びリース台数」という。)をいう。)

8・9 (略)

改正前

第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。

一〜三 (略)

四 その他の審査項目(社会性等)

1〜6 (略)

7 審査基準日における建設機械の保有状況(自ら所有し、又はリース契約(審査基準日から一年七か月以上の使用期間が定められているものに限る。))により使用する建設機械抵当法施行令(昭和二十九年政令第二百九十四号)別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三百一十一号)第二条第二項に規定する大型自動車のうち、同法第三条第一項第二号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第十二条第一項第四号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンの合計台数(以下「建設機械の所有及びリース台数」という。)をいう。)

8・9 (略)

附 則

この告示は平成三十年四月一日から施行する。